

# 過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

滋賀県高島市

# 目次

はじめに .....	1
(1) 過疎地域持続的発展計画とは .....	1
(2) 過疎法による地域指定 .....	1
(3) 計画期間 .....	1
<b>1. 基本的な事項 .....</b>	<b>2</b>
(1) 概況 .....	2
(2) 人口および産業の推移と動向 .....	3
(3) 行財政の状況 .....	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針 .....	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標 .....	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項 .....	11
(7) 公共施設管理計画との整合 .....	12
<b>2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 .....</b>	<b>13</b>
(1) 現況と問題点 .....	13
(2) 対策 .....	13
(3) 事業計画 .....	14
(4) 公共施設管理計画との整合 .....	14
<b>3. 産業の振興 .....</b>	<b>15</b>
(1) 現況と問題点 .....	16
(2) 対策 .....	16
(3) 事業計画 .....	18
(4) 産業振興促進事項	
i) 産業振興促進区域および振興すべき業種 .....	19
ii) 当該業種の振興を推進するために行う事業の内容 .....	19
(5) 公共施設管理計画との整合 .....	19
<b>4. 地域における情報化 .....</b>	<b>20</b>
(1) 現況と問題点 .....	20
(2) 対策 .....	20
(3) 事業計画 .....	20
(4) 公共施設管理計画との整合 .....	20
<b>5. 交通施設の整備、交通手段の確保 .....</b>	<b>21</b>
(1) 現況と問題点 .....	21
(2) 対策 .....	22
(3) 事業計画 .....	22
(4) 公共施設管理計画との整合 .....	24
<b>6. 生活環境の整備 .....</b>	<b>25</b>
(1) 現況と問題点 .....	25
(2) 対策 .....	25
(3) 事業計画 .....	26

(4) 公共施設管理計画との整合 .....	26
<b>7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進 ...</b>	<b>27</b>
(1) 現況と問題点 .....	27
(2) 対策 .....	28
(3) 事業計画 .....	28
(4) 公共施設管理計画との整合 .....	29
<b>8. 医療の確保 .....</b>	<b>30</b>
(1) 現況と問題点 .....	30
(2) 対策 .....	30
(3) 事業計画 .....	30
(4) 公共施設管理計画との整合 .....	31
<b>9. 教育の振興 .....</b>	<b>32</b>
(1) 現況と問題点 .....	32
(2) 対策 .....	32
(3) 事業計画 .....	33
(4) 公共施設管理計画との整合 .....	33
<b>10. 集落の整備 .....</b>	<b>34</b>
(1) 現況と問題点 .....	34
(2) 対策 .....	34
(3) 事業計画 .....	34
(4) 公共施設管理計画との整合 .....	34
<b>11. 地域文化の振興等 .....</b>	<b>35</b>
(1) 現況と問題点 .....	35
(2) 対策 .....	35
(3) 事業計画 .....	35
(4) 公共施設管理計画との整合 .....	36
<b>12. 再生可能エネルギーの利用の促進 .....</b>	<b>37</b>
(1) 現況と問題点 .....	37
(2) 対策 .....	37
(3) 事業計画 .....	37
(4) 公共施設管理計画との整合 .....	37

**事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲） 39**

## はじめに

### (1) 過疎地域持続的発展計画とは

過疎地域対策は、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」が 10 年間の時限立法として制定されて以来、令和 2 年度の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効期限を迎えるまで約 50 年間にわたり特別措置が講じられてきたが、過疎地域においては、依然として人口減少に歯止めがかからず、厳しい状況にある。

そのため、新たに制定された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「過疎法」という。）」では、過疎地域における持続可能な社会の形成および地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現に向けて取り組むこととされた。

このことを受けて、市では同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、本計画を定めることとする。

### (2) 過疎法による地域指定

過疎法第 3 条第 1 項の「特定期間合併市町村に係る一部過疎」の以下の要件を、本市の旧朽木村の区域（以下「朽木地域」という。）が満たすことから、「一部過疎」と位置づけられる。

ア 平成 29 年度から令和元年度までの 3 箇年度平均の財政力指数が 0.64 以下

イ 国勢調査の結果による昭和 50 年から平成 27 年の 40 年間に人口が 28%以上減少

※特定期間合併市町村とは

平成 11 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、市町村の合併により設置されたものをいう。

### (3) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 1. 基本的な事項

### (1) 概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### (地勢)

朽木地域は、高島市の南西部に位置し、県庁所在地の大津市や京都市の中心から直線距離で約 40km、また大阪市の中心からは約 80km のところにある。比良山系の西側にあたり、北は福井県、西は京都府、南は大津市に接している。

総面積 181.64k m<sup>2</sup>の 92%は山林・原野で、東西 16.5km のやや方形に近い地形になっており、周囲は標高 450～900mの山々に囲まれ、中央部にも 800m前後の急峻な山並みが続く峡谷型の山村である。

これらの山々を源とする北川、麻生川、針畑川などが合流して安曇川となり琵琶湖に流入している。流域には、24 集落(60 小集落)が点在し、当区域を南北に縦貫する国道 367 号と 3 路線の県道によって結ばれている。

##### (自然的条件)

気候は北陸型に属し、年平均気温は 12.8 度、降水量は 2,300mm 前後である。初雪は 11 月下旬、晩雪は 3 月下旬の年もあり、積雪量は中心地で 1 m前後、山間奥地で 2 m以上に達する積雪寒冷地帯である。

##### (歴史的条件)

当区域は古代から開け、「朽木荘」と称されていた。佐々木信綱の孫の義綱のときから「朽木氏」を称したとされる。この頃、京都小浜間の交通（通称「鯖街道」）が開通し、古くから京の文化の影響を受け、さまざまな歴史的遺産や風習が『朽木』の風土を育んできた。

朽木氏は室町、戦国、江戸時代を巧みに乗りきり、領地を失うことなく廃藩置県を迎えた。その後いくつかの集落で編成替はあったものの、明治 22 年の町村制施行以来、平成 16 年 12 月 31 日まで単独村として存続してきた。

平成 17 年 1 月 1 日にいわゆる平成の大合併により高島郡内のマキノ町、今津町、安曇川町、高島町および新旭町の 5 町と合併し、高島市に再編されたところである。

##### (社会的・経済的條件)

当区域の平地は、安曇川の本支流に沿って帯状に存在し、昔から農林業が住民の生活を支えてきた。しかし、経営基盤が零細で他に収入を求めざるを得ない状況から、林道整備やほ場整備などにより労力の軽減を図るなど生産環境改善に取り組む一方、工場誘致を始めとする商工業の振興に努めてきたが、地理的、自然的制約から企業誘致は進まず、第 1 次産業から第 2・第 3 次産業への移行が進む中、区域外に就労の場を求めざるを得ない状況になり、人口の流失を招く大きな要因となった。

こうした状況のなか、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法および過疎地域活性化特別措置法さらに過疎地域自立促進特別措置法などにおいて、各種の振興対策事業を実施してきた。

特に「グリーンパーク思い出の森」や「朽木スキー場」等の自然環境を活かした

施設の建設は、人々の交流と賑わいをもたらし、地域の活性化に少なからず寄与してきたが、近年の社会、経済情勢の大きな変化もあって、地域の自立・発展には至っていない。このため、引き続きハードとソフトの両面から「創意と工夫」によるオリジナリティにあふれた総合的な施策の取り組みを通して、都市との共生・互惠関係を構築し、持続可能な新しい定住・交流型地域社会の形成を目指すこととしている。

## イ 過疎の状況

これまでの過疎法に基づく4次にわたる過疎対策により、住民生活を下支えする交通基盤や情報通信基盤の整備をはじめ、水道等の生活環境の整備、医療・介護・福祉の確保、観光産業の振興などにより、雇用の拡大や都市との交流が進展し、区域のイメージアップが図られた。

また、中山間地域総合整備事業の推進により、生産基盤や生活環境整備においても一定の成果が上がっている。

こうした事業成果を足がかりに引き続きハードとソフトのさまざまな施策をより一層展開し、地域の持続的発展と雇用の拡大など、活気があり**「美しく風格のある地域づくり」**を進める。

## ウ 社会経済的発展の方向の概要

当区域は、平成17年1月1日の町村合併を迎えるまでは、高島郡5町1村の中で恵まれた自然環境の保全と開発のバランスのとれた地域づくりを進めてきたが、これらは合併後の高島市において引き続き展開されているところである。

合併と同時に6町村の速やかな一体化を促進するため、「新市建設計画」を策定、「水と緑 人のいきかう 高島市」を基本方針に定め、これまで2次にわたる改訂を行い、地域の発展と住民福祉の向上を目指している。

また、新市建設計画をもとに平成19年度にまちづくりの最上位計画として「第1次高島市総合計画」を策定、平成29年度には「第2次高島市総合計画」を策定した。「第2次高島市総合計画」では6つの政策分野をもとに、高島市の将来ビジョンを共有し、その実現に向けて取り組みを進めているところである。

こうしたなかで当区域は、恵まれた自然の積極的な活用を通して、地場産業の創出や観光産業の促進など経済基盤の維持強化に取り組むこととしている。

## (2) 人口および産業の推移と動向

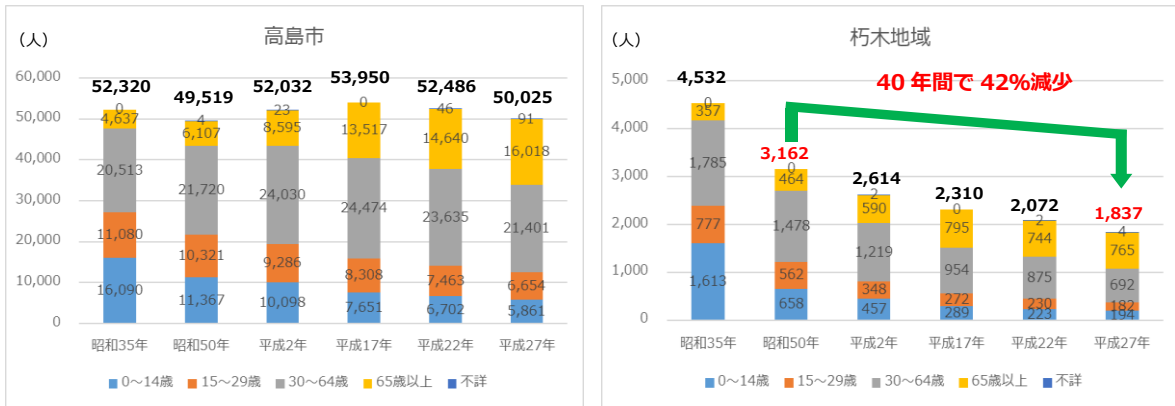
人口の減少は、昭和30年の4,660人をピークに、昭和35年から昭和45年にかけての高度経済成長期に急速に進展し、平成27年国勢調査では昭和50年に比べ、1,325人(41.9%)減少した。

また、平成27年国勢調査によると旧村人口1,837人のうち、年齢別構成では、年少人口(0~14歳)が10.5%、生産年齢人口(15~64歳)が47.6%、老年人口(65歳以上)が41.6%となっており、当区域は、県域で最も高齢化比率が高くなっている。

当区域は、昭和30年代以降の生産構造の変化により、第1次産業から第2次・第3次産業へと移行していくが、企業立地の低迷と経営規模の零細性に伴う雇用の場の不足等から就労の場を地域外へと求めていくこととなった。

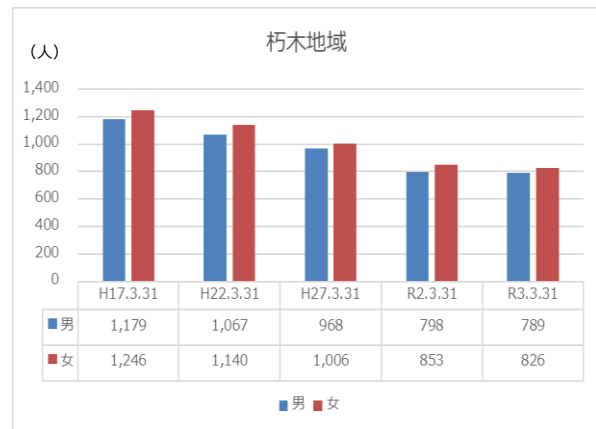
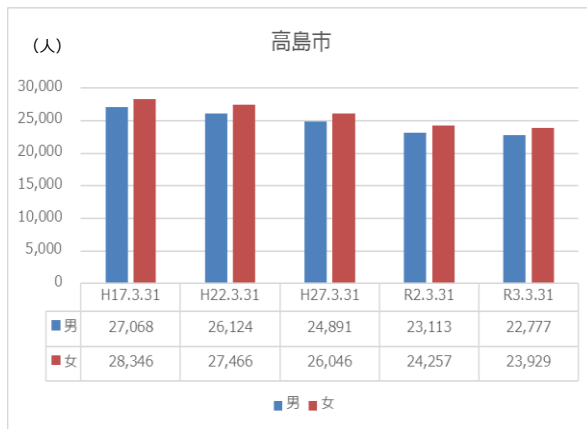
しかし近年、人々の環境への関心の高まりやグリーンツーリズムの進展などにより、豊かな自然環境を生かした「グリーンパーク思い出の森」を核とする観光誘客が地域産業の受け皿となり、引き続き、観光産業とその他諸産業が有機的に連携・機能していくよう配慮するとともに、地域特性を最大限に活かした産業振興により一層力を入れていきたい。

表1-1 (1) 人口推移 (国勢調査)



区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成22年		平成27年		
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率		
総数	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	旧朽木村区域	4,532	3,162	△ 30.2	2,616	△ 17.3	2,310	△ 11.7	2,074	△ 10.2	1,837	△ 11.4	
高島市	52,320	49,519	△ 5.4	52,032	5.1	53,950	3.7	52,486	△ 2.7	50,025	△ 4.7		
0歳~14歳	旧朽木村区域	1,613	658	△ 59.2	457	△ 30.5	289	△ 36.8	223	△ 22.8	194	△ 13.0	
	高島市	16,090	11,367	△ 29.4	10,098	△ 11.2	7,651	△ 24.2	6,702	△ 12.4	5,861	△ 12.5	
15歳~64歳	旧朽木村区域	2,562	2,040	△ 20.4	1,567	△ 23.2	1,226	△ 21.8	1,105	△ 9.9	874	△ 20.9	
	高島市	31,593	32,041	1.4	33,316	4.0	32,782	△ 1.6	31,098	△ 5.1	28,055	△ 9.8	
うち15歳~29歳(a)	旧朽木村区域	777	562	△ 27.7	348	△ 38.1	272	△ 21.8	230	△ 15.4	182	△ 20.9	
	高島市	11,080	10,321	△ 6.9	9,286	△ 10.0	8,308	△ 10.5	7,463	△ 10.2	6,654	△ 10.8	
65歳以上(b)	旧朽木村区域	357	464	30.0	590	27.2	795	34.7	744	△ 6.4	765	2.8	
	高島市	4,637	6,107	31.7	8,595	40.7	13,517	57.3	14,640	8.3	16,018	9.4	
不詳	旧朽木村区域	0	0	-	2	-	0	-	2	-	4	-	
	高島市	0	4	-	23	-	0	-	46	-	91	-	
(a)/総数 若年者比率	旧朽木村区域	17.1	17.8		13.3		11.8		11.1		9.9		
	高島市	21.2	20.8		17.8		15.4		14.2		13.3		
(b)/総数 高齢者比率	旧朽木村区域	7.9	14.7		22.6		34.4		35.9		41.6		
	高島市	8.9	12.3		16.5		25.1		27.9		32.0		

表1-1 (2) 男女別人口推移 (住民基本台帳)

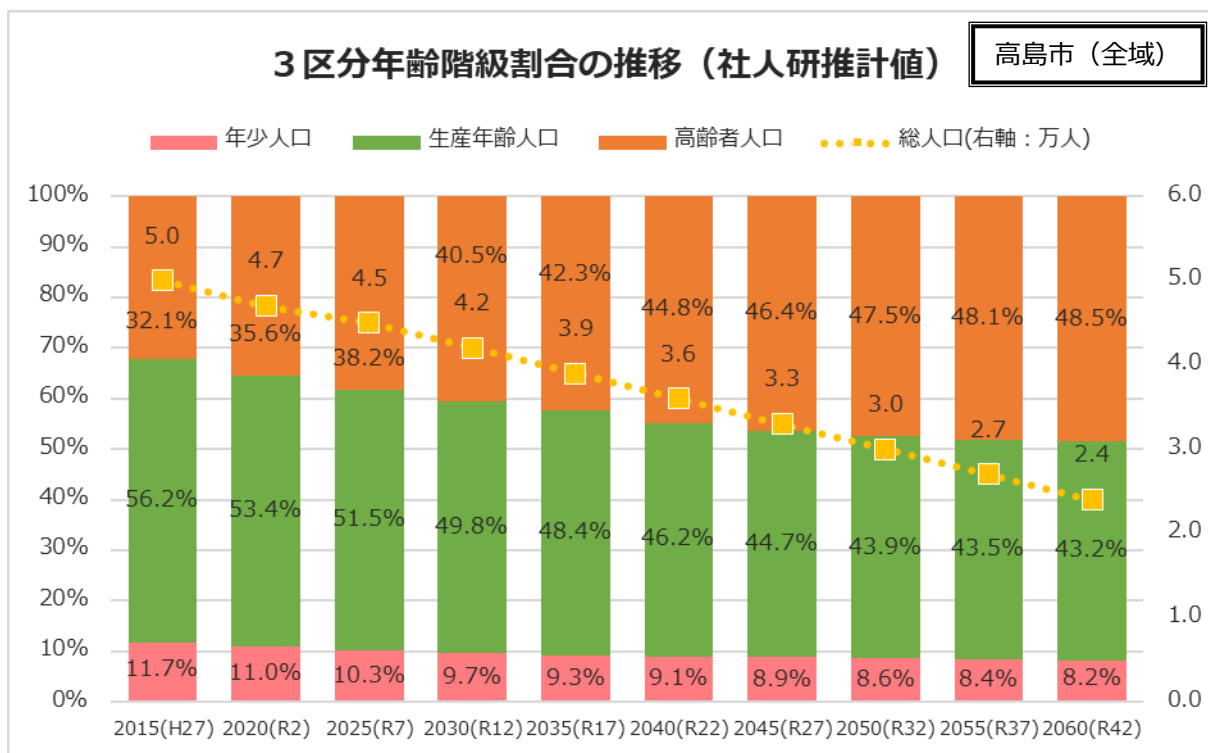


区 分		平成17年3月31日		平成22年3月31日			平成27年3月31日		
		実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	旧朽木村	2,425	-	2,207	-	△ 9.9	1,974	-	△ 11.8
	高島市	55,414	-	53,590	-	△ 3.4	50,937	-	△ 5.2
男	旧朽木村	1,179	48.6	1,067	48.3	△ 10.5	968	48.9	△ 10.2
	高島市	27,068	48.9	26,124	48.7	△ 3.6	24,891	48.8	△ 5.0
女	旧朽木村	1,246	51.4	1,140	51.7	△ 9.3	1,006	51.0	△ 13.3
	高島市	28,346	51.2	27,466	51.3	△ 3.2	26,046	51.1	△ 5.5

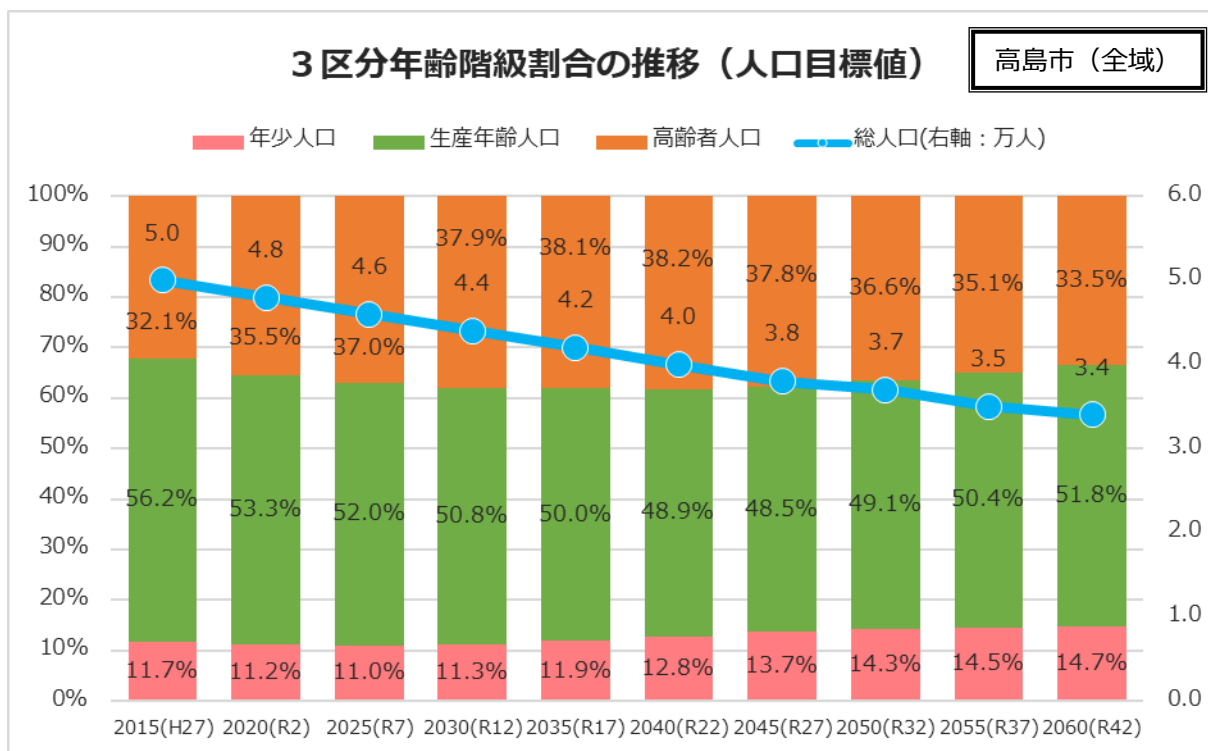
区 分		令和2年3月31日			令和3年3月31日			
		実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率	
総 数 (外国人住民除く)	旧朽木村	1,651	-	△ 19.6	1,615	-	△ 2.2	
	高島市	47,370	-	△ 7.5	46,706	-	△ 1.4	
男 (外国人住民除く)	旧朽木村	798	48.3	△ 21.3	789	48.9	△ 1.1	
	高島市	23,113	48.8	△ 7.7	22,777	48.8	△ 1.5	
女 (外国人住民除く)	旧朽木村	853	51.7	△ 17.9	826	51.2	△ 3.3	
	高島市	24,257	51.2	△ 7.4	23,929	51.2	△ 1.4	
参 考	男 (外国人住民)	旧朽木村	11	1.4	-	11	1.4	0.0
		高島市	333	1.4	-	283	1.2	△ 17.7
	女 (外国人住民)	旧朽木村	15	1.8	-	13	1.6	△ 15.4
		高島市	237	1.0	-	237	1.0	0.0



表1-1 (3) 人口ビジョン (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

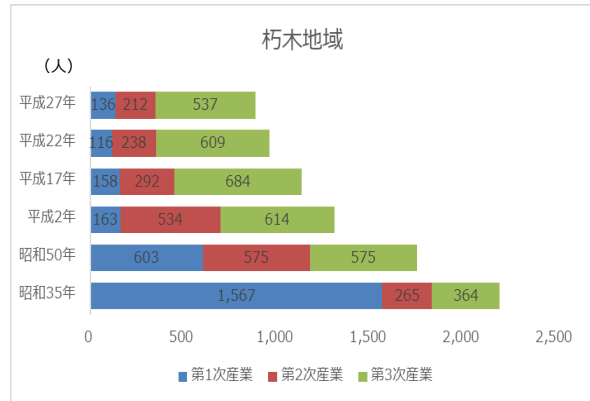
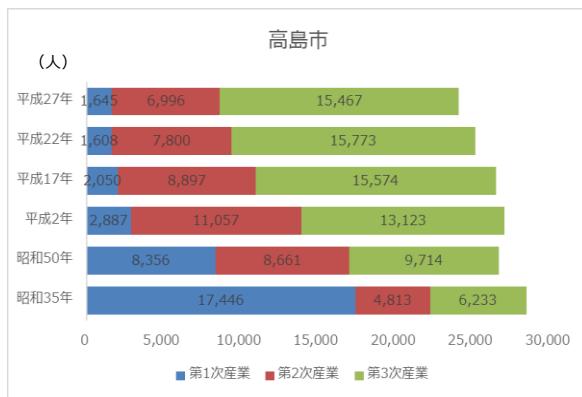


(「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」より)



(「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」より)

表1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)



(高島市)

区分	昭和35年			昭和50年			平成2年			平成17年			平成22年			平成27年		
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率			
総数	28,492	26,731	△ 6.2	27,067	1.3	26,521	△ 2.0	25,181	△ 5.1	24,108	△ 4.3							
第1次産業 就業人口 比率	17,446 61.2	8,356 31.3	△ 52.1	2,887 10.7	△ 65.4	2,050 7.7	△ 29.0	1,608 6.4	△ 21.6	1,645 6.8	2.3							
第2次産業 就業人口 比率	4,813 16.9	8,661 32.4	80.0	11,057 40.9	27.7	8,897 33.6	△ 19.5	7,800 31.0	△ 12.3	6,996 29.0	△ 10.3							
第3次産業 就業人口 比率	6,233 21.9	9,714 36.3	55.8	13,123 48.4	35.1	15,574 58.7	18.7	15,773 62.6	1.3	15,467 64.2	△ 1.9							

(旧朽木村区域)

区分	昭和35年			昭和50年			平成2年			平成17年			平成22年			平成27年		
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率			
総数	2,196	1,753	△ 20.2	1,311	△ 25.2	1,134	△ 13.5	963	△ 15.1	885	△ 8.1							
第1次産業 就業人口 比率	1,567 71.7	603 34.4	△ 61.5	163 12.4	△ 73.0	158 13.9	△ 3.1	116 12.1	△ 26.6	136 15.3	17.2							
第2次産業 就業人口 比率	265 11.5	575 32.8	117.0	534 40.6	△ 7.1	292 25.8	△ 45.3	238 24.7	△ 18.5	212 24	△ 10.9							
第3次産業 就業人口 比率	364 16.8	575 32.8	58.0	614 47.0	6.8	684 60.3	11.4	609 63.2	△ 11.0	537 60.7	△ 11.8							

【補足】

第1次産業 … 農業、林業、漁業 等

第2次産業 … 工業、建設業、鉱業、製造業 等

第3次産業 … 商業、金融業、運輸業、情報通信業、サービス業 等

### (3) 行財政の状況

財政の根幹をなす自主財源が極めて乏しい中において、過疎・高齢者対策、若者の定住対策等地域の活性化を図るための諸施策を推進するために、徹底した行政経費の節減と、真に効果のある事業の重点的な推進に努めている。

しかしながら、昨今の地域住民の要望は極めて多様化しており、これらすべてに対応することはできないことから、地域運営やまちづくりなどの公共分野を中心に、住民と知恵を出し、汗をかく、市民協働のまちづくりを進める必要がある。

このため、持続可能な地域運営の実現をめざし定住と交流の促進をめざした諸施策を推進し、地域産業経済の振興と安定した税財源の確保等健全財政の確立に努める必要がある。

表1-2(1) 市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度 (高島市)	平成27年度 (高島市)	令和元年度 (高島市)
歳入総額 A	29,395,857	29,015,503	28,793,407
一般財源	22,082,496	21,638,041	19,974,789
国庫支出金	2,836,900	2,876,573	2,857,030
県支出金	2,889,384	1,985,699	2,162,273
地方債	624,300	1,309,400	1,768,700
うち過疎債	71,200	357,900	166,700
その他	962,777	1,205,790	2,030,615
歳出総額 B	28,222,851	27,649,088	28,070,269
義務的経費	12,725,483	12,370,881	11,621,348
投資的経費	3,636,916	2,554,539	3,535,472
うち普通建設事業	3,624,424	2,441,234	3,346,163
その他	11,597,871	12,212,940	12,373,469
過疎対策事業費	262,581	510,728	539,980
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,173,006	1,366,415	723,138
翌年度へ繰越すべき財源 D	565,690	116,691	97,046
実質収支 C-D	607,316	1,249,724	626,092
財政力指数	0.435	0.404	0.387
公債費負担比率	-	-	-
実質公債費比率	17.1	11.3	9.3
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	87.1	89.6	94.9
将来負担比率	152.9	71.9	22.6
地方債現在高	30,181,666	24,215,383	26,289,405

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

(高島市)

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市 町 村 道				
改 (%)	10.2	18.8	29.5	35.0
舗 (%)	0.6	43.4	68.4	72.9
耕地1ha当たり農道延長 (m)	38.6	76.8	84.4	76.2
林野1ha当たり林道延長 (m)	5.1	10.6	13.3	16.0
水道普及率 (%)	69.6	76.4	95.6	95.6
水洗化率 (%)	-	18.7	20.8	64.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	4.1	7.6	8.3	8.8

区 分	平成22年度末	平成26年度末	区 分	令和元年度末
市 町 村 道			市 町 村 道	
改 (%)	38.7	39.1	改 (%)	51.3
舗 (%)	75.1	75.2	舗 (%)	84.6
農 道 延 長 (m)	257,416	256,362	農 道 延 長 (m)	256,246
林 道 延 長 (m)	131,847	127,635	耕地1ha当たり農道延長 (m)	44.4
水道普及率 (%)	97.4	96.2	林 道 延 長 (m)	127,635
水洗化率 (%)	87.4	90.1	林野1ha当たり林道延長 (m)	3.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	8.4	8.1	水道普及率 (%)	96.1
			水洗化率 (%)	86.3
			人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	8.6

(「公共施設状況調査」より)

(朽木地域)

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市 町 村 道				
改 (%)	4.9	1.6	15.3	19.5
舗 (%)	0.1	8.5	28.4	32.8
耕地1ha当たり農道延長 (m)	25.1	41.4	48.7	50.7
林野1ha当たり林道延長 (m)	4.0	6.0	7.7	11.4
水道普及率 (%)	24.3	40.7	65.2	71.1
水洗化率 (%)	-	15.8	15.4	100.2
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	-	-	-	-

区 分	平成22年度末	平成26年度末	区 分	令和元年度末
市 町 村 道			市 町 村 道	
改 (%)	19.4	20.8	改 (%)	41.1
舗 (%)	34.6	35.8	舗 (%)	56.5
農 道 延 長 (m)	19,766	18,358	農 道 延 長 (m)	18,358
林 道 延 長 (m)	52,045	52,650	耕地1ha当たり農道延長 (m)	20.4
水道普及率 (%)	99.4	99.5	林 道 延 長 (m)	52,650
水洗化率 (%)	64.8	68.5	林野1ha当たり林道延長 (m)	3.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	-	-	水道普及率 (%)	95.4
			水洗化率 (%)	70.0
			人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	-

(「公共施設状況調査」より)

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

朽木地域は、平成の大合併により高島市の一部区域となったが、市内には高齢化が急速に進む地域も多数あることから、それらの地域との事業調整を図りながら、市として均衡ある発展を図っていく必要がある。

そうしたなかで、当区域の課題をどう捉え、その解決策を市域全体でどのように構築していくかが当区域の持続的発展に向けた取り組みを進めるうえで重要になる。

市の将来目標を「水と緑 人のいきかう 高島市」としているが、当区域においては、最大の資源である自然との調和・共生を図るなかで、都市との交流や地域特産物の開発などにより、地域の活性化を図っていく必要がある。また、人口維持の観点から、特有の地域資源を活かした移住や定住にかかるしかけづくりも必要である。

そのためには、まず住民が自然と調和した暮らしを維持しながら、安全で安心して元気に活躍できる地域づくりに向けて地域住民、NPO、地元関係団体など多様な主体が協調、協力して積極的に取り組むことが肝要である。

今後は、SDGsの取り組みを推進するとともに、地域資源を最大限に活用しながら、朽木地域ならではの個性豊かな魅力ある地域づくりを展開していくこととする。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(5) 地域の持続的発展のための基本目標

少子高齢化時代において、地域の持続的発展を目指すためには、人口減少等がもたらす様々な課題を克服する必要がある。

人口減少の抑制に効果的な結婚・出産・子育て、また、移住・定住に関する希望を実現するとともに、高齢者や高齢化の進む集落等への支援や地域の担い手の育成を通じ、すべてのひとが安心して暮らし続けることができる地域社会づくりを行うことが重要である。

については、朽木地域だけではなく市全域にかかる課題として捉えるものとし、本市の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」における将来人口目標値を準用し、本計画の目標を設定する。

①人口目標 目標値：令和7（2025）年度

	単位	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
人口	人	47,200	46,800	46,400	46,100	45,700

②出生数

	単位	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
出生数	人	300	300	300	300	300

③移住相談件数（年度計）

	単位	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
件数	件	200	200	200	200	200

④生活支援に取り組む住民主体の団体数（累計）

	単位	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
組織数	団体	15	16	17	18	19

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

庁内組織の評価検証に加え、外部有識者による達成状況の評価を毎年度行う。

## (7) 公共施設管理計画との整合

### ア 高島市公共施設等総合管理計画（以下「公共施設管理計画」という。）における基本的な考え方

平成 27 年 3 月に策定した公共施設管理計画に基づき、長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理しており、本計画に基づき、次世代に継承可能な施設保有（保有量の縮減）と将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）を図るものとする。

#### 【公共建築物（ハコモノ施設）】

##### ①新規整備は原則として行わない。

将来にわたり必要な施設の有効活用や適正な維持修繕により長寿命化を図る。

##### ②更新（建替え）を行う場合は複合施設とする。

施設を更新するにあたっては、遊休施設の活用等を図るとともに、複合化により機能を維持することを前提として総量の縮減に努める。

##### ③施設総量（総床面積）を縮減する。

建物性能、維持管理コスト、利用状況等を検証して削減のための数値目標を定める。

#### 【インフラ資産（都市基盤施設）】

##### ①ライフサイクルコストの縮減に努める。

インフラ資産は、災害時における道路ネットワークの確保、平常時における安全安心な市民生活や地域の経済活動を支える基盤であるため、既存ストックを最適に維持管理しライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。そのため、各インフラ資産の特性に見合った管理水準により、計画的・効率的な改修、更新を推進する。

### イ 本計画との整合性について

本計画においても、公共施設管理計画の考え方を踏まえ、過疎地域の状況に見合った施設規模、機能の見直しを図り、効率的・効果的な公共施設等の運営および維持管理に努める。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### 方針

余暇時間の増大や環境意識の高まり等を背景にして、地方への訪問機会を増やしたいという都市住民が多くなっている。関係人口は、地域づくりの担い手になるとともに、地域住民との交流を通じて将来的な移住者の増加につながることを期待できることから、その増加を目指した各種の取り組みの推進を図ることとする。

そのため、移住に関するプロモーションから相談、空き家や遊休地情報の収集・活用および移住後のフォローアップなどをワンストップで行い、朽木地域への移住者の増加と定着率や満足度を向上させる。

また、受け入れ地域においてもそれぞれの特性を活かした事業が持続的に行えるよう、広域的な活動について伴走支援を行う。

人材育成について、社会教育の観点からは人口減少、少子高齢化の進行といった社会の変化や地域課題に応じた学びを通して、ひとづくりに努めるとともに、その学習成果を生かし、持続可能な新しい地域づくりにつなげる。

### (1) 現況と問題点

高島市の人口移動を分析すると、15歳から24歳の転出超過が顕著であり、これらは大学への進学、大学卒業後の就職に伴う転出の影響が考えられる。

特に朽木地域においては、合併時（平成17年度）に2,425人あった人口は令和3年4月1日現在では1,638人となり、高齢化率は44.5%と市内でも特に高齢化率の高い地域となっている。これまでも、市社会福祉協議会と協力して、大学生の集落調査や生活支援（雪かきやサロン運営サポート）等を行ってきたが、近年では受け入れ体制が確保できない状況が続いている。

このようなことから、特に地域活動の担い手が減少し、空き家や耕作放棄地が増加しているとともに、住民による自治機能の低下、地域の伝統行事の衰退等が課題となっている。

また、学びとひとづくりの拠点である公民館では利用者の減少が進んでおり、そのため公民館活動を通して学んだことやつながりを地域に還元する人材が育ちにくい状況にある。

### (2) 対策

移住に関する総合相談窓口として、専任のコンシェルジュを配置し、相談にきめ細やかに対応するとともに、地域内の空き家情報の収集や移住希望者とのマッチングを行い、地域内の空き家を利用した若者の定住を促進する。

また、アフターコロナ時代に対応した空き家等の利活用方法についても検討を進め、定住人口や地域との関わりが深い関係人口の創出を目指す。

生涯学習を通して、地域の人材育成を推進し、その学びが地域づくりに生かせるよう、関係機関と連携し取り組む。

公民館等の社会教育施設では、市の関係部局や社会教育団体と連携しながら、市民の学ぶ機会の提供と地域課題の解決に向けた取り組みを促進する。



### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・ 地域間交流	(1) 移住・定住	若者定住住まい手応援事業 ・移住者に対するリフォーム工事費の補助	高島市	

### (4) 公共施設管理計画との整合

本計画においては、管理計画の社会教育施設等に関する施設類型ごとのマネジメントの方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置や長寿命化を図る。

#### ア 社会教育施設

資料館、図書館等は、利用状況や建物性能、全市的な配置バランス、代替機能の可能性を考慮した上で、複合化等による総量抑制を検討。

### 3 産業の振興

#### 方針

産業の振興による安定した雇用機会の確保が、人口の流出防止と地域の持続的発展を図る上で最も重要な施策である。このため、朽木地域では地域資源の効果的活用や産業分野の枠組みを超えた連携をもとに、市民や各種団体、事業者などのネットワークづくりを推進するとともに、産業振興において、滋賀県および周辺市町との連携にも努める。

また、地域の豊かな環境を維持・保全しながら、第1次産業から第3次産業までの横断的な連携・協調による『第6次産業のまち』の創造を推進し、人口流出の抑止とUIJターンの促進などにより、地域産業経済の持続的発展を図る。

#### 【農林漁業の振興】

安定的な食糧生産と美しい農村環境を守るためにも、健全な農業経営体の育成を通して地域農業の振興を図る必要がある。そのためにも、農林水産物への鳥獣被害の防止や多角経営による経営基盤の強化に取り組む一方、家畜排泄物の適正な有用処理による安全で安心な有機農産物の生産や有害鳥獣のジビエ利用などをシステム化する必要がある。

また、優良な農地や森林の保全と効果的な活用を進め、公益的機能の維持向上や交流の促進など、多様で有機的な展開が望まれている。

森林が有する水源涵養などの公益的機能が発揮できるよう、適切な森林施業を進めるとともに、生産される市内産材の有効活用と幅広い用途での利用拡大を進める必要がある。

河川におけるカワウの防除や稚魚放流等の資源保全事業の推進など、河川漁業の振興を図る必要がある。

#### 【商工業の振興】

地域内の工業事業所数や従業員数、製品出荷額のいずれもが減少しているなか、中小企業の技術開発や人材育成などを支援するとともに、産業構造の変化をとらえた新しい産業分野の育成を図る必要がある。

このため既存産業の育成支援とともに、新たな企業誘致に向けた基盤の整備についても検討する。

商店街の活気を呼び戻すための空き店舗対策などを進める一方、高齢者世帯への移動販売や宅配サービスなど、地域における生活支援に向けた取り組みを検討する。

#### 【観光の開発】

当地域の特性である豊かな自然環境、当地域において伝承されてきた観光資源を活かした体験型観光事業の展開が求められている。こうした特性を活かしながら、誘客の拡大に向けて、区域内に点在する観光拠点の連携や商品企画・販売、情報の収集・発信を一元的に展開する必要がある。

地域魅力の効果的な発信とともに、着地型観光の受入窓口として、ツアーガイド等の育成や来訪者を一元的に受け入れる観光協会の機能強化が望まれている。

また、当地域における観光振興や地域内の交流、当地域と地域外との交流促進を図る取り組みを進める。

## (1) 現況と問題点

山林原野が地域の92%を占める当区域においては、基幹産業である農林水産業の振興を図るべく、これまで基盤整備や高付加価値産品への転換等を進めてきたが、農林水産業を取り巻く状況は依然として厳しいものがある。引き続き、生産基盤の保全や後継者・担い手の確保、育成などについて、ハードとソフト両面からの支援が望まれる。

商工業の振興については、大規模な企業誘致は地理的条件や労働力不足から難しい状況にあるが、地域に適した企業の誘致や起業を促進しつつ、地域産業の育成を図る。また、UJI ターン施策をもとに安定的雇用の確保に努めてきたが、昨今の経済情勢の低迷から事態は一段と厳しく、引き続き既存事業所や起業等の創出に対する支援と併せて、6次産業化に向けた施策の展開を図っていく必要がある。

観光については、都市圏に近いという地理的優位性と都会にはない緑豊かな自然と厚みのある生活文化などの観光資源を活かし、四季を通じたツアーやイベントなどによる観光客の誘致を積極的に図ってきたことにより、当地域への観光入込客数は、年々増加しているが、日帰り観光が主体であり、宿泊客の拡大が求められている。

なお、近年、観光客のニーズは多様化しており、安定した観光入込客数の確保など当地域の持続的発展を図っていくには、引き続き、既存施設の改良や商品開発に対する支援など、ハードとソフト両面からの支援が必要である。

これらの産業振興を通じて、雇用の場を確保し、若年層の定着を図るとともに、まちづくりを担う人材を養成するなど、地域内発型の産業振興に取り組む必要がある。

## (2) 対策

高島市においては、森林や農地の多面的機能の保全・活用と地産地消型の農林水産業の振興を図ることとしている。

こうしたなかで、当区域の農業については、集落ぐるみの農業を推進し、生産コストの低減を図る一方、有機農業などによる付加価値の高い農産物の生産振興やブランド化を進める。

加えて、地域農業を維持し、より一層の振興を図っていくため、後継者の育成をはじめ、生産基盤の保全や道の駅や直売所機能拡充などを図るとともに、有害鳥獣のジビエ利用を含めた獣害対策に取り組み、農業経営の安定化と所得の増大に努める。

また、都市圏に近いという地理的条件を活かし、都市住民に対し豊かな自然環境、歴史、文化を含めた農山村の魅力を情報発信し、地域農業や地域産業の活性化へつなげていくように努める。

用水路などの農業水利施設については、世代をつなぐ農村まると保全向上対策や中山間地域等直接支払制度などにより、地域ぐるみによる保全活動を支援するとともに、長寿命化に重点を置き、効果的・効率的な保全更新を図る。

林業については、地域の林業活動を支える林道の適切な維持管理に併せ、施設の長寿命化を計画的に実施するとともに市内産材の生産拡大につながる作業道や高性能林業機械の整備を推進する。

また、森林は、水源のかん養、自然環境の保全など重要な公益的機能を有しているものの、長期に渡る木材価格の低迷等により間伐・保育等がなされないまま放置されている森林が多くなっていることから、森林環境譲与税を利用した森林所有者の特定と境界の明確化、施業の集約化を進めるとともに林業労働力や後継者の確保を図りつつ、森林

認証を取得した市内産材のブランド化など、持続可能な森林経営を支援する。

一方で、道路、電気、通信など重要なインフラ施設周辺の森林においては、災害時における倒木を未然に防ぐための予防伐採を進める。

併せて、森林を癒しや健康づくり、学びの場などでの活用に関心が高まるなかで、森林環境学習や森林セラピー、クアオルト健康ウォーキング等を市内外へPRし、市民の健康増進や交流人口の拡大を目的に森林の有効利用を促進することで地域の活性化に繋げる。

なお、当区域の森林の総合利用に資する施設である「森林公園くつきの森」、「山帰来」には、年間を通して多くの利用者が訪れるが、経年による施設の老朽化が進行しており、適期におけるリニューアル整備が必要である。

漁業については、稚魚放流を中心とする水産資源の維持と漁場環境の保全を図り、地域の水産業を振興させるとともに学校教育の場へ漁業体験等の提供や水産資源を用いた食文化の継承等への取り組みを支援する。

また、地元漁業協同組合協力のもと、カワウの防除を行い、水産資源の保全を図る。農林水産業全般について、持続可能な生産システムへの転換が必要であり、環境への負荷を可能な限り低減し、農林地の有する環境保全機能の維持増進を図る「環境と調和した農林水産業」を推進する。

商業については、「道の駅くつき新本陣」や鯖街道の名残ある街並みを活かした地域イベントの支援および空き店舗の有効活用に取り組み、集客や地域振興に努めるとともに、高齢者世帯の消費利便性を高めるため、商工団体の協働による移動販売や宅配サービス等との連携に努める。

工業については、市全域において企業誘致を推進していくが、当区域については、自然環境の保全に十分配慮しつつ、観光産業等の特性に適合した企業の誘致に努める。

観光については、当区域の自然と文化資源を活用した宿泊を伴う体験・交流型観光を推進していくこととし、観光地への進入路等アクセスの利便性向上、駐車場の整備、歴史的文化遺産等とのネットワーク化などを進めるとともに、安全安心・快適に旅行が楽しめるように観光客の受入体制や施設の改良を推進するとともに、ワーケーション等の今までにないツーリズムの創出を推進する。

なお、当区域の観光振興の中心的施設である「グリーンパーク思い出の森」の温泉保養施設「くつき温泉てんくう」には、四季を通して多くの観光客が訪れているが、経年による施設の劣化、老朽陳腐化が進行しており、適期におけるリニューアル整備が必要である。

また、冬の観光拠点である朽木スキー場は、地球温暖化による暖冬少雪の年が続いており、経営が不安定になっていることから、人工降雪機の設置やスキー場の通年利用などについての検討を行う。このほか、平成19年秋にオープンした中央分水嶺高島トレイルをはじめとする豊かな自然や景観の保全・活用と情報発信に努めるとともに、トレイルランニング大会などのイベントを通じて集客促進を図っていくこととする。さらに、多様化する旅行ニーズに対応するため、祭り、郷土料理や特産品などを活用した多彩なイベントの開催を促進し、通年型観光の確立をめざす。

なお、観光消費額の向上を図るため、地域住民が趣味や園芸等で生産したものを道の駅等で販売するなど、観光消費の増加につながる取り組みを支援する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1) 基盤整備			
	林業	森林公園くつきの森改修事業 (やまね館改修)	高島市	
		針畑郷山村都市交流館改修事業 山帰来施設改修	高島市	
		重要インフラ施設周辺森林整備 更新伐33.0haほか	高島市	
		「クアの道」環境整備事業	高島市	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	市場地区用水路改修事業 L = 751.8m	高島市	
	林業	森林公園くつきの森除雪機械整備事業 ホイールローダ購入	高島市	
	(4) 地場産業の振興			
	加工施設	農林水産物加工施設(朽木針畑メッサセンター) 加工作業施設のLED化	高島市	
	(9) 観光又はレクリエーション	朽木オートキャンプ場整備事業	高島市	
		道の駅朽木新本陣整備事業	高島市	
		高島トレイル魅力発信事業	高島市	
		スポーツツーリズム振興事業 ・トレイルランニング大会の開催	高島市	
		思い出の森施設整備事業	高島市	
		朽木スキー場整備事業	高島市	
	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	有害鳥獣駆除対策事業	高島市	
		農村まるごと保全向上対策事業	高島市	
		中山間地域振興事業	高島市	
		森林体験学習「やまのこ」事業	高島市	
カワウ防除対策事業		高島市		
鮎等放流事業補助金		高島市		
造林事業補助金 間伐、下刈り、雪起こし等		高島市		
(11) その他	ワーケーション等サービス 環境整備支援補助金	高島市		

(4) 産業振興促進事項

i) 産業振興促進区域および振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
朽木地域全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容  
上記(2)、(3)のとおり

(5) 公共施設管理計画との整合

本計画においては、管理計画の観光・レクリエーション施設に関する施設類型ごとのマネジメントの方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置や長寿命化を図る。

ア 観光・レクリエーション施設

存続する施設の管理運営については指定管理を基本とする。老朽化が著しい場合は利用状況や市域全体のバランス、代替機能の可能性など勘案して総量抑制方策を検討するほか、市有財産として保有する必然性が低い施設は、払下げや譲渡を検討する。

イ 産業系施設

産業系施設で地元自治会等の作業所等としての機能が強い施設は、地元への譲渡を検討する。

## 4 地域における情報化

### 方針

急速な情報化が進展する中で、過疎地域の生活を維持していくために、情報化の推進は極めて重要な施策である。そのため、地域住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域公共交通の活性化、物流の確保等を図るため、過疎地域以外の地域との情報通信サービスの格差の是正を進める。

#### (1) 現況と問題点

電気通信施設については、光ファイバー網の構築によるインターネットのブロードバンド化、デジタル放送に対応したケーブルTVの導入、移動通信用鉄塔の建設による携帯電話通話エリアの拡大など、情報伝達システムの整備が一定図られたが、引き続き高度化を進めていく必要がある。

#### (2) 対策

電気通信施設については、インターネットのブロードバンド化、地上デジタル放送への対応、携帯電話通話エリアの拡大がほぼ達成されたことから、今後は、より高速で質の高いサービスの提供が求められている。

高島市内外に朽木の魅力をさらにPRするために、インターネット等を利用した情報発信を積極的に推進するとともに、観光施設等の誘客施設を中心に無料Wi-Fi環境を充実するなど地域間の情報通信格差の是正を進める。

また、交通弱者への支援として情報端末の活用による買い物等の生活支援ツール等について、検討を進めていく。

#### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	通信用鉄塔施設	情報通信基盤施設更新（光ファイバケーブル等） 朽木地域全延長 L = 96.6km	高島市	
	防災行政用無線施設	次期防災行政無線システム整備事業	高島市	
	(3) その他	無料Wi-Fi設置事業補助金	高島市	

#### (4) 公共施設管理計画との整合

本計画においては、管理計画のインフラ資産に関する施設類型ごとのマネジメントの方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置や長寿命化、将来負担コストの低減と財政負担の平準化を図る。

##### ア インフラ資産

市民生活に必要な不可欠なインフラ資産は、長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を行い、将来負担コストの低減と財政負担の平準化を図る。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### 方針

地域内外を結ぶ交通ネットワークの充実は、過疎地域における通勤、通学、通院、買い物などの日常交通手段を確保するとともに、地域間交流を促進する上で大切なことであり、自然と共生し、誰もが快適に暮らしていけるよう、調和のとれた都市基盤整備を進めていく。

### 【道路の整備】

近隣地域との連絡強化を図るため、国道や県道の整備を促進するとともに、市内各地域との道路網整備を進めるほか、道路の安全性向上に向けた取り組みを進める。

#### (1) 現況と問題点

道路網の整備は、住民の安定的な日常生活の確保はもとより、地域活性化の最も重要な事業と位置付け整備促進を図っているところである。

当区域内には、南北に縦貫する国道 367 号、安曇川地域の J R 湖西線へ通じる主要地方道小浜朽木高島線、高島地域への県道市場野田鴨線および地域内西部を循環する県道麻生古屋梅ノ木線があり、国・県道と集落を結ぶ市道が 200 路線ある。

国道については、一定改良整備が進んでいるが、未整備区間も残っているため、早急な整備が必要である。一方、道路改良と相まって交通量が増加し、交通事故が増加傾向にあることから、歩道等の交通安全対策が求められている。

主要地方道小浜朽木高島線については、特に通勤等住民生活に係わりが深く、未改良区間の早急な整備が必要である。県道市場野田鴨線については、朽木スキー場や高島地域（旧高島町の区域）へ通じる重要路線であり、山間部であるため、適正な維持管理が必要である。県道麻生古屋梅ノ木線は、周辺の 10 集落を結ぶ重要路線であるが、山間部を走るため急カーブや危険箇所も多く、未だ針畑地区においては、道路幅員が狭いため、バス等の大型車両が通行困難な箇所があるなど、地域の経済活動の停滞に拍車をかけており、更なる整備改良が急務である。

市道は、幹線 1、2 級路線の改良、局部改良を主体とした道路改良や舗装改修を進めているが、平成 26 年 4 月の道路法施行規則の一部改正により市道橋の定期的な点検が義務付けられたことによる橋梁点検および必要な橋梁補修を行う必要がある。

また、集落内道路は、住民生活の利便性の向上に向けて自動車通行が可能となるよう整備を進めているが、民家密集地においては機械での除雪作業が困難であり、消雪施設等の整備が必要である。急斜面沿いの市道においては、落石が発生していることから、落石防護柵等の改修整備が求められる。

なお、合併後において発生した大規模な地すべりにより国道 367 号が不通となり、地域の観光産業、住民生活に甚大な被害を与えたことから、幹線道路の整備はもとより、災害発生時における迂回路など住民の生命・生活を守る市道の整備を充実する必要がある。

農林道は、基盤整備の重要性に鑑み、その整備促進を図っているところであるが、林道については森林の維持管理や林業経営を推進するために適切な維持管理を図る必要がある。

路線バスについては、利用者の減少と便数の縮減により全般的な見直しが求められる。



(2) 対策

国道および県道については、JR湖西線各駅あるいは近隣都市への連絡路線として、また、周辺地域との相互交流の促進や住民の生活利便性の向上の観点から、構造規格の弾力的運用により、県において地域の実態に即した整備を進めていく。

市道については、幹線道路の改築または局部改良を主体とした道路改良や舗装改修を進めるほか、市道橋の定期的な点検を行い、必要に応じて橋梁補修を進めて行く。

集落内道路については、順次拡幅改良整備を推進し、冬期における機械での除雪が困難な区間での消雪施設の整備や急斜面沿いの道路での落石防護柵の整備を進めるとともに、特に重要で特殊な工法が要求される事業については、実情に応じ県と協議をしながら進めていく。

また、「北川第一ダム建設事業の一旦中止に伴う周辺地域整備計画事業の実施に関する覚書」に基づく道路、橋梁および消雪等の整備も併せて進めていく。

農林業を基幹産業としてきた当区域において、農道については、農産物の運搬や流通の合理化、更には身近な生活道路として適正な維持管理に努める。

なお、当区域は林野面積が92%を占めており、林道の整備は安定した林業経営を図る上において重要であり、適切な維持補修をはじめ、施設の長寿命化を積極的に推進するため、林道の橋梁やトンネルの定期的な点検を行い、年次計画的に必要な補修等の対策を講じる。

JR湖西線に接続する路線バスは、当区域における主要な公共交通機関であり、地域住民にとっては生活に密着した役割を果たしている。その存続のために必要な支援を行うとともに、その他の路線や市営バスについても、高島市における区域内公共交通ネットワーク強化の観点、高齢者などを中心とする交通弱者の利便性の向上の観点から、地域の実情に応じた交通手段の確保に努める。

また、冬期の積雪による交通途絶を防止するため、除雪機械の導入・更新を図っており、引き続き除雪体制の維持強化を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道 路	市道局部改良事業（身近な道路整備事業） 朽木管内一円	高島市	
		市道維持補修事業（交通安全施設） 朽木管内一円	高島市	
		下岩瀬線（舗装改良） L = 450m (W=4.0m)	高島市	
		下荒川線（法面改良・舗装改良） 舗装改良口=1,030m (W=5.0m) 法面改良口=480m	高島市	
		日野線他1線（舗装改良） L = 3.200m (W=5.0m)	高島市	

	若走路線（舗装改良） L = 3,600m (W=5.5m)	高 島 市	
	小入谷線（舗装改良） L = 650m (W=5.5m)	高 島 市	
	下岩瀬線（側溝改修） 側溝改修 L=80m	高 島 市	
	思い出の森線他2線（舗装改良） L = 1,608m (W=7.0m)	高 島 市	
	若走路線（落石防護柵整備） L = 30m	高 島 市	
橋 り よ う	神田橋架替工事 神田橋 1橋	高 島 市	
	村井橋橋梁補修工事 村井橋 1橋	高 島 市	
	無名橋3号他4橋橋梁補修工事 無名橋 5橋	高 島 市	
	もちのき橋橋梁補修工事 もちのき橋 1橋	高 島 市	
	橋梁長寿命化事業（橋梁修繕） 橋梁4橋補修（1橋/年）	高 島 市	
そ の 他	消雪施設長寿命化事業（施設改修） 18施設（L = 9,051m）	高 島 市	
	柏線（消雪施設・第2期工事） 取水口改良工 1式	高 島 市	
(3) 林 道	林道小入谷線整備事業 舗装工事 L=3,000m A=5,000㎡	高 島 市	
	林道維持補修事業（朽木管内）	高 島 市	
	林道施設長寿命化事業 橋梁補修（12橋）	高 島 市	
	林道施設長寿命化事業 トンネル補修（1箇所）	高 島 市	
(6) 自 動 車 等			
自 動 車	国土強靱化事業（除雪機械整備事業） 除雪ドーザ 2台 四列-除雪車 1台 農道用0-列-除雪車 2台	高 島 市	
	国土強靱化事業（道路維持作業車整備事業） 8t ダンプトラック 1台	高 島 市	
	市営バス購入事業	高 島 市	
	建設機械（バックホウ）整備事業 バックホウ0.1㎡級 1台	高 島 市	
(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	市営バス運行事業	高 島 市	
	路線バス朽木線運行補助	高 島 市	

(11) その他	・ 除雪重機車庫改修事業 2棟（市場）	高 島 市	
	・ 除雪重機車庫兼水防倉庫整備事業 1棟（除雪ドーザ 5台保管）	高 島 市	
	・ 災害対策用高性能ドローン購入事業 災害状況用ドローン 1台 災害対策用ドローン 1台	高 島 市	
	・ 国土強靱化事業（消雪施設管理制御システム） 消雪制御システム 16台	高 島 市	
	・ 国土強靱化事業（除雪車運行管理システム） 除雪車配備 21台	高 島 市	

#### (4) 公共施設管理計画との整合

本計画においては、管理計画のその他施設、インフラ資産に関する施設類型ごとのマネジメントの方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置や長寿命化、将来負担コストの低減と財政負担の平準化を図る。

##### ア インフラ資産

市民生活に必要不可欠なインフラ資産は、長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を行い、将来負担コストの低減と財政負担の平準化を図る。

##### イ その他施設

建物性能（老朽化、耐震性等）や利用状況、収支面、代替施設の有無等の総合的な「施設評価」に基づき、「廃止・見直し・維持・更新」等の中長期的な方向性を検討する。

## 6 生活環境の整備

### 方針

安定した飲料水を供給するため、水道施設の改修と併せて、快適な生活環境と琵琶湖の水質を守るために、下水道等による水洗化の推進と適正な運営が望まれている。

また、住民の安全安心は、生活の根幹をなすものであり、防災機能強化に向けた施設整備や防災備蓄資機材の整備を図るとともに、地域や学校、事業者および行政が一体となった災害に強い地域づくりをハードとソフトの両面から進めていく必要がある。

加えて、生活環境の保全のため散在性ごみや不法投棄に対応する仕組みや体制づくりが、求められている。

### (1) 現況と問題点

水道施設については、常に安全で安定した給水を行うための施設の適正な維持管理と水質管理の高度化が必須となっている。

下水処理施設については、河川の水質保全と健康で快適な居住環境の確保、若年層の定住化を促進するため、施設の維持管理とともに、水洗化に向けた普及促進の取り組みが求められている。

消防・救急・防災については、市消防との緊密な連携のもと、年次計画により消防力の整備充実を図るとともに、救急体制についても、救急業務の高度化に対応した体制の整備充実を進める必要がある。

また、ごみ処理施設については、既存施設の適正な運営管理を行うとともに、省資源・省負荷社会の実現のため、ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上を目指すとともに、効率的な収集運搬体制を構築する必要がある。さらに、住民が災害や犯罪などから守られるよう自助・共助の仕組みづくりなど安心して暮らせる地域社会づくりを進める必要がある。

### (2) 対策

高島市においては、快適で総合的な定住環境づくりの一環として、上水道の安定供給と下水処理の推進を掲げている。

当区域の水道施設については、経年劣化の著しいものを優先し、計画的に更新、改良等を行い、安全で安定した生活用水の供給を図る。

下水処理施設については、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、林業集落排水施設および合併処理浄化槽を推進してきたが、地理的条件、人口動態等の諸条件を勘案して、統廃合も含めた合理的な手法でコスト削減を図るとともに、管路等の長寿命化などを検討する。

ごみ処理施設については、循環型社会の構築のため、ごみの分別化の検討をはじめとするごみの減量化や資源の再利用化を推進し、廃棄物の発生抑制や資源化および不法投棄の防止対策等を進める。

公営住宅については、施設の長寿命化に資する改修を行うとともに、老朽化した施設については防災、防犯の観点から退去後、順次解体撤去を行う。

消防施設については、市消防本部と消防団によって支えられているが、山間奥地での緊急即応体制が十分でないため、消防活動が迅速に行えるよう既設の防火水槽や消火栓の適正な維持管理を図る。

また、地域防災力の強化に向け、防災知識の普及・意識の向上など自主防災組織の育成を図るとともに、防災備蓄資機材の計画的な整備を行う。

生活環境の整備については、住民生活の安全・安心の暮らしの確保や自然環境の保全という観点から、地域住民等による景観保全活動への支援を進めるとともに、耕作放棄地の復元や街並み景観の保全、空き家等の利活用などについても取り組んでいくこととする。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	(1) 水道施設	朽木地域旧簡易水道統合整備事業 旧4簡易水道所(市場・野尻・荒川・古川)統合整備	高島市	
		朽木地域旧簡易水道増補改良事業 クリプトスポリジウム対策施設整備	高島市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	不燃物処理場管理運営事業	高島市	
	(4) 消防施設	消防自動車等整備事業	高島市	
	(5) 公営住宅	公営住宅解体事業	高島市	
	(7) その他	防災備蓄資機材購入事業	高島市	

### (4) 公共施設管理計画との整合

本計画においては、管理計画の行政系施設、市営住宅およびインフラ資産に関する施設類型ごとのマネジメントの方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置や長寿命化、将来負担コストの低減と財政負担の平準化を図る。

#### ア 行政系施設

行政サービスの向上や業務の効率性を高めることに配慮しつつ、規模の適正化や適正配置を検討する。

#### イ 市営住宅

セーフティネットとしての必要戸数を把握し、規模の集約に努め、年次的な計画修繕により効率的な管理運営を進める。

#### ウ インフラ資産

市民生活に必要な不可欠なインフラ資産は、長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を行い、施設保有量や整備内容の最適化に取り組むなど、将来負担コストの低減と財政負担の平準化を図る。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進

### 方針

「子ども・子育て支援法」に基づく計画である「高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん 2020」では、「水と緑 子どもとともに育ち合う たかしま」を基本理念として、子育て家庭のみならず地域社会での子育ての意義についての理解が深められ、支え合うことによりまち全体が育ち合い、子育てにともなう喜びが実感できる地域を目指している。また、その実現に向けて、自然を生かした魅力ある子育て環境の整備と郷土愛と誇りを備えた人づくりを推進している。

また、高島市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では、『共に暮らし 共に支える 長寿たかしま』を基本理念として、高齢者が心身ともに健康で、社会的な役割を持って暮らすことができるよう、高齢者の介護予防を推進すること、また、例え介護が必要な状態になっても、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して過ごす事ができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の一層の深化を図り、さらには高齢者をはじめとする誰もが社会で活躍できる環境整備を進め、健康寿命の延伸や医療・介護サービスの推進に向けた施策を総合的に推進することとしている。

滋賀県と連携し、保健福祉分野の専門的人材の確保を図るなど、高齢者に対する保健福祉サービスの水準を質量両面で確保・充実していくことが求められている。

高齢化率が、市内全体の35.6%（R3.4月末現在）を9.9ポイント上回る当地域においては、高齢者一人ひとりが安心して住み慣れた地域で生活ができるよう、介護サービス事業の充実と併せて、情報通信基盤を活用しながら、行政・医療・介護・警察・地域ボランティアなど様々な主体とのネットワークづくりを進め、地域全体で高齢者等を支える仕組みと在宅看取りの仕組みを創っていくことも重要である。

### (1) 現況と問題点

本地域の教育・保育の施設としては、幼児教育・保育を一体的に提供している保育所型認定こども園（朽木こども園）が1か所、共働き家庭の子どもたちに放課後の生活場所を提供する学童保育所が1か所あり、今日の少子化社会の中で、特に本地域では子どもを産む世代の減少とあいまって子どもの数の減少傾向はますます進んでいるが、女性の社会進出の増加等により一定数の入園や学童保育の利用がある。

また、これらの施設は定期的な改修や備品整備が必要である。

なお、本地域を持続的に発展させていくためには、施設における保育支援だけでなく在宅での子育て環境の充実を図ることで、子どもたちの育ちを引き続き支援していく必要がある。

本地域の高齢化率は、令和3年4月末で45.5%となっており、全国平均、滋賀県平均とも大きく上回っている状況にある。特に、ひとり暮らしや後期高齢者の割合が高いため、介護を必要とする高齢者の安心確保への対策が必要となっており、認知症高齢者グループホームをはじめ各種保健福祉サービスの整備を行ってきた。

現在、特別養護老人ホーム「やまゆりの里」を拠点とする介護保険サービス事業に加えて、高齢者等への福祉事業を行っているが、広範な地域に集落が点在していることから、サービスの提供にあたっては、移動を含む対応が必要であり、地域住民が主体となった移動支援が行われている。

また、空き家を活用した住民福祉活動拠点「寄り合い処くつつき」を地域住民と朽木住民福祉協議会が中心となって運営し、高齢者の生きがい対策として積極的な社会参加を促し、豊かな経験と知識が活かせる機会として期待されている。

## (2) 対策

児童福祉については、引き続き朽木こども園での幼児教育、保育サービスの提供や学童保育所の維持に加え、在宅での育児を支援する支援金の支給などの子育て支援施策の充実、老朽化する施設の改修や備品購入による子育て環境の整備充実ならびに保育人材の確保を図り、安心して子どもを生み・育てることができる地域社会を形成していく。

また、高齢者への施策としては、市の健康福祉関係諸計画に基づいて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医療、予防、生活支援、住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築をさらに進める。具体的には、市民に身近な相談窓口として、朽木支所での機能を維持するとともに、第2層生活支援コーディネーター活動を推進し、地域ニーズの把握や地域に必要な新たなサービスや活動の創出など朽木地域住民福祉協議会や関係専門職などと連携しながら取り組みを充実させる。

本地域の既存のデイサービスセンターや、グループホームについては、広域的な利用者ニーズを踏まえ、効果的な活用に努める。

本地域では元気な高齢者が多く、特に第一次産業においては、中心的な役割を担っているが、こうした人々が今までの経験と技術を活かして活躍できる場を提供するため、シルバー人材センターへの登録や、地域づくりへの参画を促すなど、地域の特性を生かした生きがいの場の確保に努め、豊かな生活環境づくりを推進する。

## (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保 育 所	朽木こども園施設改修事業	高 島 市	
	(3) 高齢者福祉施設			
	老 人 ホ ー ム	特養やまゆりの里施設改修事業	高 島 市	
	そ の 他	放課後児童健全育成事業 ・学童保育所の施設改修	高 島 市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	放課後児童健全育成事業 ・学童保育の運営	高 島 市	
		在宅育児支援事業 ・在宅育児支援事業給付金	高 島 市	

#### (4) 公共施設管理計画との整合

本計画においては、管理計画の保健・福祉施設、子育て支援施設に関する施設類型ごとのマネジメントの方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置や長寿命化を図る。

##### ア 保健・福祉施設

保健センターは施設の特徴、地域性を考慮し、複合施設化を基本に機能を維持する。高齢者福祉施設等は、民間で同種のサービスが提供されていることに配慮し、サービス事業者への譲渡等を検討する。

##### イ 子育て支援施設

子育て支援施設については、対象児数の見込みや子育て家庭のニーズ等を考慮して適正配置を検討する。



## 8 医療の確保

### 方針

全国的な医師の偏在を背景に、過疎地域における医療提供体制の維持が課題であり、へき地医療の支援等により、診療所の医師確保に努めるとともに、滋賀県と連携を図りながら広域圏で地域医療を支えるシステムやネットワークづくりに取り組むこととする。

#### (1) 現況と問題点

本地域には医療施設として、高島市民病院朽木診療所、高島市民病院針畑診療所および高島市民病院平良出張診療所があり、住民に対する医療サービスや生活指導、健康管理にあっている。

朽木診療所においては、常勤医が赴任し医療体制を確保しており、必要に応じて訪問診療を実施しているが、常勤医1名だけでは負担が大きい。週に1回高島市民病院より代診医師を派遣しているが、朽木地域において安定かつ持続できる医療体制の構築が課題となっている。

高島市民病院においては、針畑診療所と平良出張診療所に毎週水曜日（第2、第5水曜を除く）巡回診療を実施している。高島市民病院においても医師不足は慢性的な問題で、巡回診療への医師派遣にも苦心しており、現在は高島市民病院と朽木診療所の医師が隔週交代で診療を実施している。

#### (2) 対策

高齢化や社会環境の変化に対応するため、朽木診療所において、計画的な医療機器等の更新を行い、一次医療の質の向上を図る。高島市民病院においては、平良・針畑地域への巡回診療を継続し、へき地医療の提供を図るほか、遠隔医療など新技術の活用に向けた検討も進める必要がある。

併せて高島市民病院をはじめ、二次医療機関との連携を強化し、訪問看護事業者や介護保険事業者等との連携も強化し、地域で安心して暮らしていける医療福祉体制を構築する必要がある。

そのために、医療・福祉・行政・住民が一体となり朽木地域において、持続可能かつ切れ目のない医療福祉体制を考えていく必要がある。

また、地域医療連携室を窓口とし、関係機関との連携を一層密にし、退院後の安心した日常生活に向けての支援を行うとともに、地域包括支援センターを中心に高島市医師会や歯科医師会と連携し、在宅医療・介護連携の推進・充実を図る。

#### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	診療所医療機器購入事業	高島市	

#### (4) 公共施設管理計画との整合

本計画においては、管理計画のその他施設に関する施設類型ごとのマネジメントの方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置や長寿命化を図る。

##### ア その他施設

建物性能（老朽化、耐震性等）や利用状況、収支面、代替施設の有無等の総合的な「施設評価」に基づき、「廃止・見直し・維持・更新」等の中長期的な方向性を検討する。

## 9 教育の振興

### 方針

教育の振興について、学校教育においては、教科等の学習だけでなく、基本的な生活習慣を身に付け、集団生活のルールを学ぶ場でもある。これらの充実が過疎地域における子育てに不可欠なことであり、ひいては、若年層を中心とした人口の定着（定住）に結びつくものである。

併せて、地域の集会所等既存施設を活用して地域で子育て支援ができる体制、仕組みづくりが必要である。

また、図書館その他の社会教育施設等既存の施設について、地域の人材を活用しつつ、都市との交流や子どもの体験活動の場として有効活用することにより、生涯にわたる学習活動の充実を図るものとする。

### (1) 現況と問題点

本地域の幼児教育・保育については、令和3年4月1日現在1園（朽木こども園）が地域の就学前教育を担っている。

また、本地域の小学校については、令和3年4月1日現在2校（朽木東小学校・朽木西小学校）であり、本地域の中学校は朽木中学校の1校である。昭和46年に建築された朽木中学校の校舎等の施設は、老朽化が進んだため、その対策として、昭和61年度に大規模改修、平成12年度に耐震補強を行った。そして、前回の大規模改修から35年が経過していることから、令和3年度には、再び大規模改修を行うこととしている。

また、本地域では、こども園・小学校・中学校が一貫教育として、こども園の入園から中学校卒業までの約12年間を見通し、子どもの育ちと学習の連続性を重視した保育・教育を行っている。さらに、通学区域が広いことから、通学に路線バスを利用する児童生徒に対し、通学定期券を交付している。課題としては、少子化の進行により、小学校だけでなく、中学校においても、各学年単級となっており、行事や部活動等に一定の制限が生じることが挙げられることや、少人数であるが故の人間関係の固定化も課題として挙げられる。

社会教育施設においては施設の老朽化、経年劣化による不具合や故障が発生しているため、大規模改修が必要となってきた。

### (2) 対策

確かな学力の向上と豊かな心の醸成、望ましい人間関係の構築のため、こども園から中学校までの約12年間を見通した保小中一貫教育をさらに推進していくとともに、国のGIGAスクール構想を踏まえ、ICTを活用した学習教育環境の整備についても推進していく必要がある。

遠距離通学の児童生徒に対する安全確保や支援策として、引き続き通学定期券の交付など、必要な通学対策を継続して実施する。

学校施設については、必要な改修を計画的に行い、適正な維持管理に努める。

社会教育施設においては、適正な維持管理に努め計画的な改修を行うとともに、公民館教室・講座などを開催することで生涯にわたる学びの場を提供していく。また、地域を担う子どもたちを育むため、幅広い住民・団体などの参画によって地域学校協働活動を推進していく。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小学校施設改修事業 朽木東小・朽木西小施設改修	高島市	
		中学校施設改修事業 朽木中施設改修	高島市	
	その他	情報教育整備事業 学校ICT環境の整備	高島市	
	(3) 集会施設・体育施設等			
	公民館	公民館施設改修事業 朽木公民館施設改修	高島市	
		(4) 過疎地域持続的発展特別事業	教育支援センター「スマイル」設置事業 不登校児童生徒への支援	高島市
	小中一貫教育推進事業		高島市	
	外国語教育推進事業 外国語指導助手の配置		高島市	
	マイスクール事業 地域の自然環境等を活用した学習活動		高島市	
	小学校通学定期券等助成事業 通学定期券等の交付支援		高島市	
	中学校通学定期券等助成事業 通学定期券等の交付支援		高島市	

### (4) 公共施設管理計画との整合

本計画においては、管理計画の学校教育施設、社会教育施設等に関する施設類型ごとのマネジメントの方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置や長寿命化を図る。

#### ア 学校教育施設

よりよい学校教育環境を維持するため、児童生徒数が過少な場合は、地域の状況を勘案して最適な教育環境について検討する。給食センターは統合を基本とし、運営管理は民間委託の拡大を検討する。

#### イ 社会教育施設

資料館や図書館等は、利用状況や建物性能、全市的な配置バランス、代替機能の可能性を考慮した上で、複合化等による総量抑制を検討する。

## 10 集落の整備

### 方針

人口減少や高齢化が進む集落においては、これまで当たり前に行っていた地域活動や地域課題への対応が困難となってきた。

そのため、外部人材の力も借りながら、地域活動の担い手の確保や集落の交流・連携などを図ることで、持続可能な集落づくりを目指す。

### (1) 現況と問題点

朽木地域においては、合併時に2,425人あった人口は令和3年3月31日現在で1,639人となり、高齢化率は45.5%（令和3年4月末現在）と市内でも特に高い地域となっている。

これまでも、市社会福祉協議会と協働で、大学生の集落調査や生活支援（雪かきやサロン運営サポート）等を行ってきたが、近年では受け入れ体制の縮減が続いている。今後、集落の維持、地域の発展を図るためには、外部からの人材確保も重要ではあるが、地域住民の自主的・主体的な活動を支援し、内発的発展を応援することも必要であると考えている。

しかし、現在はこの仕組みがないため、今後一定区域内で活動を行う集落や団体間の連携を深め、相互に補完的な機能を持つための仕組みづくりが急務である。

### (2) 対策

地域住民、自治会、各種市民活動団体や事業所などの多様な主体が協働で地域づくりを行うことのできる広域的な自治組織の形成を行う。

また、地域づくりのノウハウを持った専門人材の確保・育成のための制度を積極的に活用し、持続可能な地域コミュニティの確立を促す。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
<sup>10</sup> 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	新たな住民自治の仕組みづくり事業 住民自治組織の運営および活動支援	高島市	

### (4) 公共施設管理計画との整合

本計画においては、管理計画の社会教育施設等に関する施設類型ごとのマネジメントの方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置を図る。

#### ア 社会教育施設・文化系施設

資料館や図書館等は、利用状況や建物性能、全市的な配置バランス、代替機能の可能性を考慮した上で、複合化等による総量抑制を検討する。文化ホールは有効活用に努めつつ、類似団体と同程度の施設数となるよう検討する。集会施設や産業系施設で地元自治会等の集会所や作業所としての機能が強い施設は、地元への譲渡を検討する。

## 11 地域文化の振興等

### 方針

当地域の個性的な自然環境や景観、独自の歴史文化は、都市部では味わえない安らぎや憩いをもたらす存在である。こうした多彩な自然環境や景観、固有の地域文化などを生かし、人びとの憩いと交流の場の提供と賑わいを創出する。

### (1) 現況と問題点

風格ある個性豊かな地域社会の形成には、地域固有の伝統文化と生活文化の振興は不可欠である。有形・無形の地域文化を掘り起こし、保存、継承していくなかで高齢者には社会への積極的な参加を促す一方、子供達には郷土愛、自信、誇りの体得につながるものであり、こうした地域文化の振興につながる機会創出や施設の整備を推進していく必要がある。

また、独自の地域文化を都市地域住民との交流のための一つの資源として幅広く活用し、広域的な文化交流を促進していくと同時に、様々な文化芸術活動を通して、新たな地域文化の土壌づくりを進める必要がある。

### (2) 対策

高島市として、個性ある地域文化の継承・発展を重要視していることから、当区域においても、長い歴史の中で培われた文化や日常生活の中から生み出された生活文化を次世代に引き継ぐための取り組みを進める。

当区域内には、国名勝・旧秀隣寺庭園、県史跡・朽木陣屋跡をはじめ、有形・無形の文化財が数多く存在し、これらの歴史遺産の保護・伝承は、地域の大きな課題である。その中において、特にこれまでの調査により、日本庭園史上貴重な遺跡であることが判明し、国名勝となった「朽木池の沢庭園」については、積極的な保存と復元を図り、誰もが気軽に歴史や伝統文化にふれ、親しめる名勝公園としての整備を進めていくこととする。

こうした歴史遺産を地域の資源として活用するなかで、日本海と京都を結ぶ交通の要衝として利用された「鯖街道」を新しい文化探求の観点から「街道」として再生することにより、いにしへの地域間交流を掘り起こしと地域文化の情報発信を図っていくこととする。

また、住民の文化芸術活動の一層の高揚を図り、他地域住民との文化交流とも併せて、新たな「くつき文化」の創造を育むための施策をハードとソフトの両面から推進していくこととする。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	池の沢庭園整備事業	高島市	
	その他	文化財保存推進事業	高島市	

#### (4) 公共施設管理計画との整合

本計画においては、管理計画の社会教育施設等に関する施設類型ごとのマネジメントの方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置や長寿命化を図る。

##### ア 社会教育施設

資料館や図書館等は、利用状況や建物性能、全市的な配置バランス、代替機能の可能性を考慮した上で、複合化等による総量抑制を検討する。

## 12 再生エネルギーの利用の推進

### 方針

再生エネルギーについては、第2次高島市環境基本計画において、地球環境保全の観点から省エネルギー活動や新エネルギー施策の導入などを推進しているところであるが、国の方針で示されている2050年までのカーボンニュートラルおよび脱炭素社会の実現に向けて、より一層の取り組みが必要とされている。

このことから、引き続き再生可能エネルギーを活用した諸施策を推進するとともに、過疎地域の価値・魅力がより発揮されるよう、地域の特性を活かしたエネルギーの利活用を検討し、個性ある地域づくりに取り組む。

### (1) 現況と問題点

当区域では、旧来の薪や炭などの利用を中心に、森林資源を活用した薪ストーブをはじめとする木質バイオマスや電力事業者では水力発電所など、エネルギーの地産地消への取り組みが進められてきた。

一方、山間地であることや豪雪地帯であることから、風雪害による倒木で主要道路が寸断されるなどの災害が発生していることから、対策を講じエネルギーの有効利用を促進する必要がある。

### (2) 対策

再生可能エネルギーの利用については、地域住民や企業に帰着する効果を見極めた上で、脱炭素が地域にメリットがあることを効果的に周知するとともに、住宅や事業所への再生可能エネルギー設備等の導入支援を行い、再生可能エネルギーの利用促進を図る。

また、地域の未利用資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進することで地域の活性化を図るとともに、自立分散型エネルギーシステムの構築による災害対応力の強化を図る。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
<sup>12</sup> 再生エネルギー の利用促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	自然エネルギー推進事業	高島市	

### (4) 公共施設管理計画との整合

本計画においては、管理計画の行政系施設、観光・レクリエーション施設、産業系施設、保健・福祉施設、子育て支援施設、学校教育施設に関する施設類型ごとのマネジメントの方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置や長寿命化、将来負担コストの低減と財政負担の平準化を図る。

#### ア 行政系施設

行政サービスの向上や業務の効率性を高めることに配慮しつつ、規模の適正化や適正配置を検討し、老朽化した場合は安全性の観点から周辺公共施設のあり方と合わせて検討する。



イ 観光・レクリエーション施設

存続する施設の管理運営については指定管理を基本とする。老朽化が著しい場合は利用状況や市域全体のバランス、代替機能の可能性など勘案して総量抑制方策を検討するほか、市有財産として保有する必然性が低い施設は、払下げや譲渡を検討する。

ウ 産業系施設

産業系施設で地元自治会等の集会所や作業所としての機能が強い施設は、地元への譲渡を検討する。

エ 保健・福祉施設

保健センターは施設の特徴、地域性を考慮し、複合施設化を基本に機能を維持する。高齢者・障害者福祉施設は、民間で同種のサービスが提供されていることに配慮し、サービス事業者への譲渡等を検討する。

オ 子育て支援施設

子育て支援施設については、対象児数の見込みや子育て家庭のニーズ等を考慮して適正配置を検討する。

カ 学校教育施設

よりよい学校教育環境を維持するため、児童・生徒数が過少な場合は、地域の状況を勘案して最適な教育環境について検討する。給食センターは統合を基本とし、運営管理は民間委託の拡大を検討する。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	有害鳥獣駆除対策事業	高島市	鳥獣駆除を実施し農林水産業等に係る被害の防止を図ることは、農林業の持続的な発展につながる
		農村まるごと保全向上対策事業	高島市	地域ぐるみでの農業振興や保全是、将来的な実施主体の形成につながり、農業の持続的な発展に資する
		中山間地域振興事業	高島市	条件不利農地を保全し荒廃地を未然に防ぐことは、農山村の持続的な発展につながる
		森林体験学習「やまのこ」事業	高島市	子どもの自然体験学習を推進することは、地域を知り、愛着を醸成する効果が期待できることから、将来的な地域の担い手確保や森林環境の保全につながる
		カワフ防除対策事業	高島市	カワフによる水産資源の食害を防止することは、環境保全と漁業の持続的な発展につながる
		鮎等放流事業	高島市	鮎の友釣り等、市外からの観光客の獲得は、地域の経済効果にも資することから、地域経済の持続的な発展につながる
		造林事業補助金 間伐、下刈り、雪起こし等	高島市	間伐等の森林施策の推進は、地域資源である木材生産の拡大による地域の持続的な発展に加え、森林の有する多面的機能の保全につながる
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	市営バス運行事業	高島市	地域公共交通を確保し利便性を向上させることは、将来的な住民の定住および移住につながる
		路線バス朽木線運行補助	高島市	地域民間交通を確保し利便性を向上させることは、将来的な住民の定住および移住につながる
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業	放課後児童健全育成事業 ・学童保育の運営	高島市	共働き世帯を支援し子育て環境の充実を図ることは、将来的な住民の定住および移住につながる
		在宅育児支援事業 ・在宅育児支援事業給付金	高島市	在宅育児世帯への支援による子育て環境の充実が将来的な住民の定住および移住につながる
9 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	教育支援センター「スマイル」設置事業 不登校児童生徒への支援	高島市	不登校児童生徒を支援し子育て環境の充実を図ることは、将来的な住民の定住および移住につながる
		小中一貫教育推進事業	高島市	同じ学区や地域に居住する小中学生の交流等の人間関係の醸成は、将来的な地域の担い手確保につながる
		外国語教育推進事業 外国語指導助手の配置	高島市	国際的理解の一環として行われる英語活動の推進は、将来的なグローバル化に対応した人材の育成につながる
		マイスクール事業 地域の自然環境等を活用した学習活動	高島市	子どもの地域の歴史学習を推進することは、地域を知り、愛着を醸成する効果が期待できることから、将来的な地域の担い手確保につながる
		小学校通学定期券等助成事業 通学定期券等の交付支援	高島市	遠距離通学児童を支援し子育て環境の充実を図ることは、将来的な住民の定住および移住につながる
		中学校通学定期券等助成事業 通学定期券等の交付支援	高島市	遠距離通学生徒を支援し子育て環境の充実を図ることは、将来的な住民の定住および移住につながる
		10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	新たな住民自治の仕組みづくり事業 住民自治組織の運営および活動支援

